

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 産業政策審議官 官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 担当部長 審理監 課長 担当課長 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援センター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 DXアシ ソシエイト 主幹 主査 主任 主事	知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 DX審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 担当部長 審理監 課長 担当課長 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援センター長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画 主幹 主査 主任 主事
(略)	(略)	(略)	(略)
備考		備考	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 知事部局の項中「部長」及び「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、「参事」とは、参事のうち、総務課、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの（総務課にあつては、情報公開及び個人情報保護又は公益法人の指導監督を担当するものを除く。）並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの並びに総務局に置かれ人材マネジメントを担当するものをいい、「DXアシソシエイト」とは、DXアシソシエイトのうち、人事課に置かれるも		3 知事部局の項中「部長」及び「担当部長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、「参事」とは、参事のうち、総務課、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの（総務課にあつては、情報公開及び個人情報保護又は公益法人の指導監督を担当するものを除く。）並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいい、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従	

のをいい、「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）並びに総務局に置かれ人材マネジメントを担当するものをいい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあっては、安全衛生管理を担当するものを除く。）並びに総務局に置かれ人材マネジメントを担当するものをいう。

4―13（略）

別表第二（第二条関係）

機 関	職
（略）	（略）
子ども 家庭セ ンター	所長 支所長 次長 課長
（略）	（略）

備考（略）

事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいい、「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあっては、安全衛生管理を担当するものを除く。）をいう。

4―13（略）

別表第二（第二条関係）

機 関	職
（略）	（略）
子ども 家庭セ ンター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助第一課長 相談援助第二課長
（略）	（略）

備考

1| 子ども家庭センターの項中「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」とは、「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」のうち、西部子ども家庭センター及び東部子ども家庭センターに置かれるものをいう。

2|（略）

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。